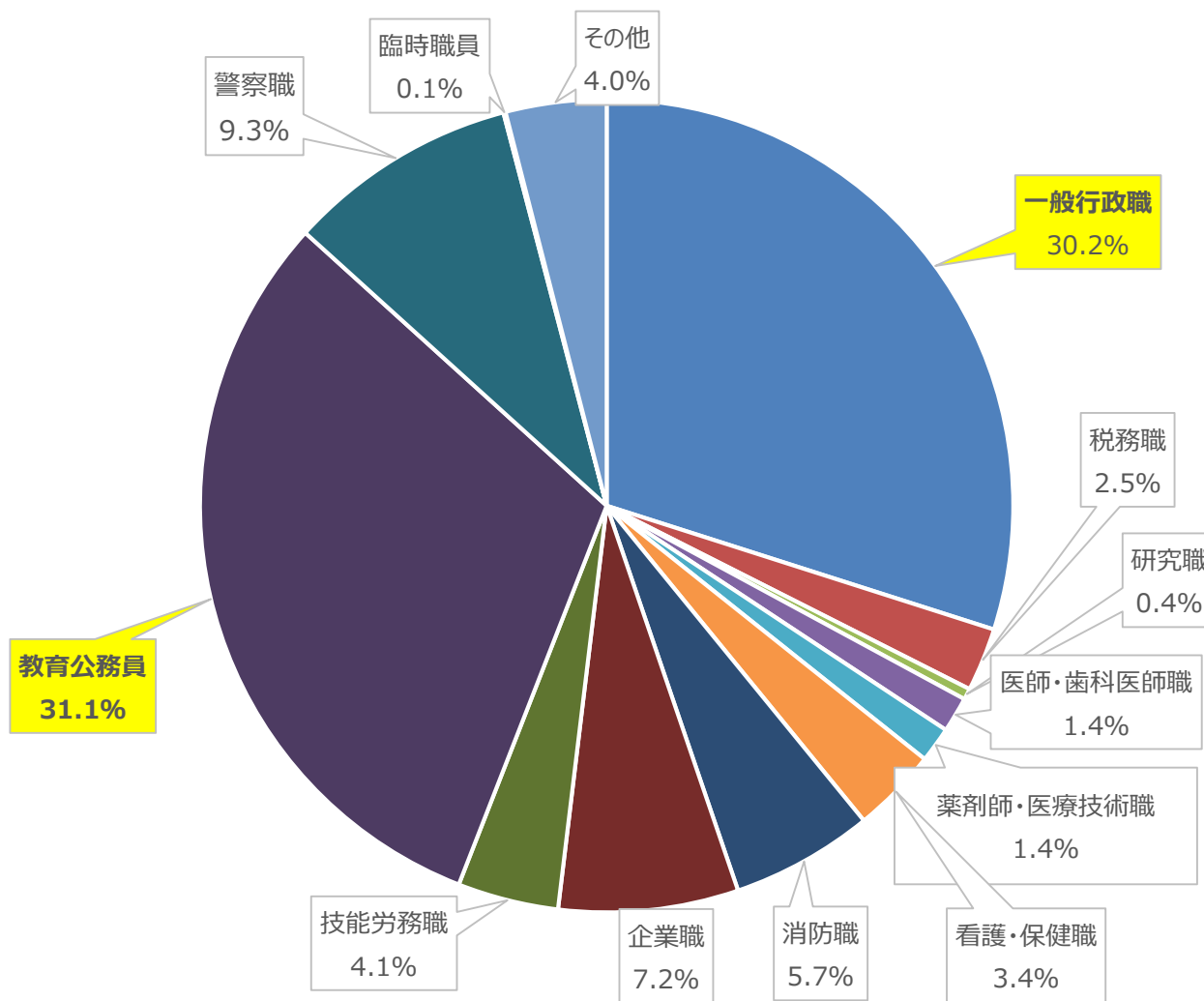


参考資料1-1

地方公務員に占める教育公務員割合

1 地方公務員の職種別職員割合の状況

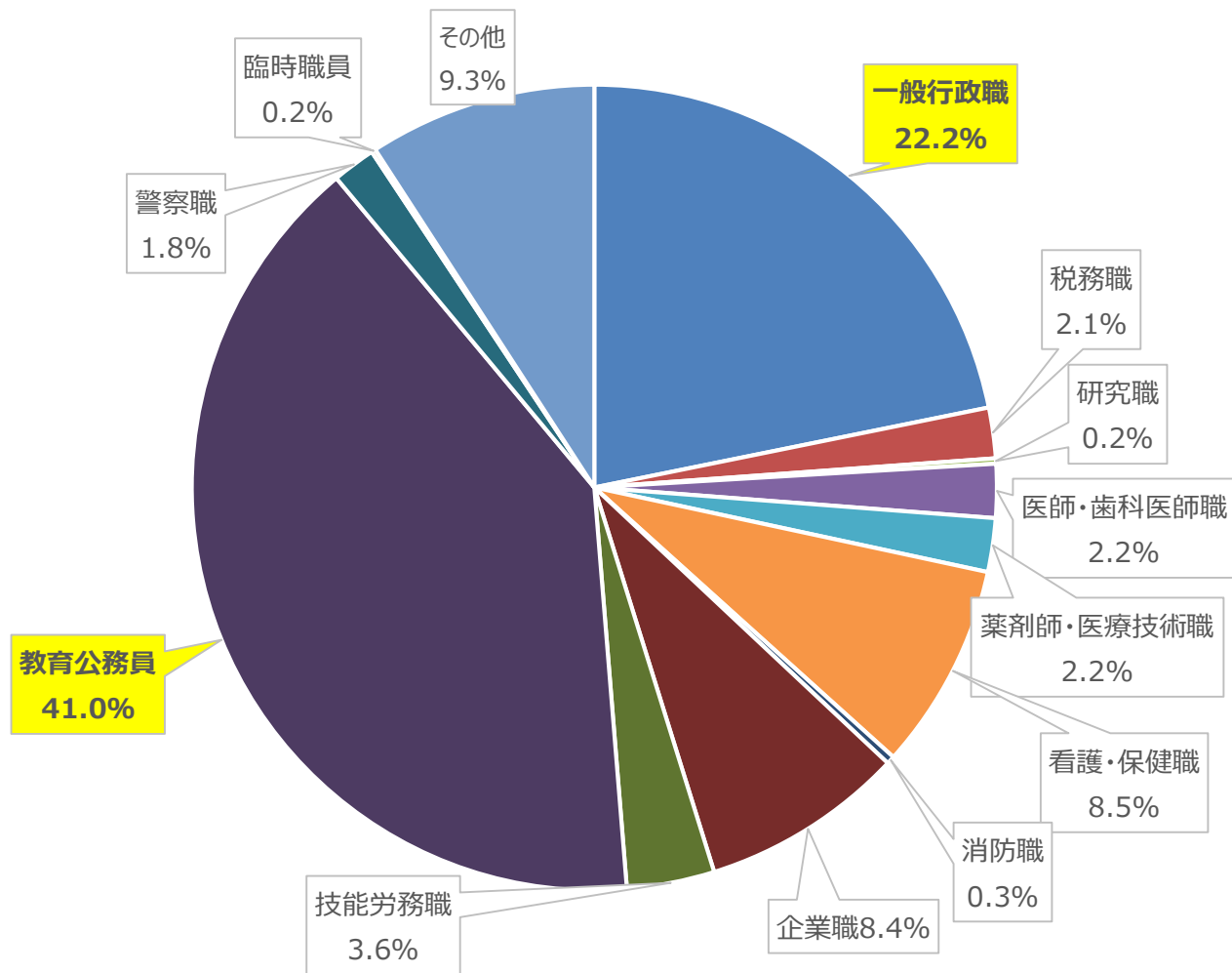


全職員

全職種	2,756,186人
一般行政職	832,814人
税務職	70,214人
研究職	12,262人
医師・歯科医師職	12,289人
薬剤師・医療技術職	39,216人
看護・保健職	94,425人
消防職	157,658人
企業職	198,991人
技能労務職	111,686人
教育公務員	856,771人
警察職	256,026人
臨時職員	2,413人
その他	111,421人

※「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成29年12月男女共同参画局）52頁をもとに作成

2 地方公務員（女性職員）の職種別職員割合の状況



女性	
全職種	1,058,712人
一般行政職	235,560人
税務職	21,899人
研究職	2,331人
医師・歯科医師職	2,248人
薬剤師・医療技術職	23,270人
看護・保健職	89,633人
消防職	3,527人
企業職	88,417人
技能労務職	38,027人
教育公務員	434,311人
警察職	18,808人
臨時職員	1,805人
その他	98,876人

■ 女性活躍推進法に関する地方公共団体向けFAQ（平成27年12月14日作成）

	質問	回答
問 34	市町村長部局と市町村教委がそれぞれ別の行動計画を策定する場合に、市町村長部局の行政職員で、人事交流で教育委員会に所属する者については、市町村長部局・教育委員会いずれの計画の対象となるか。	いわゆる「本務」の勤務先の事業主行動計画の対象として整理することになる（人事交流による勤務先が併任先の場合は対象としない。）。
問 68	県費負担教職員に係る特定事業主行動計画については、県で作成することだが、計画として定める項目の中には、採用、管理職登用など、県教育委員会の権限に係る項目のほか、サービス監督権である市町村教育委員会の権限に係る項目が含まれている。このため、都道府県教育委員会の権限の範囲で策定すればよいのか、都道府県教育委員会が、全ての項目について策定する必要があるのか。後者とした場合、権限外の項目について行動計画を策定する根拠について、法的にどのように整理されるのか示してほしい。	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令」（平成27年政令第318号）により、「地方公共団体の教育委員会」を特定事業主として定めるとともに、「地方公共団体の教育委員会が任命する職員」について特定事業主行動計画を定めるよう規定されていることから、都道府県教委が任命する県費負担教職員については都道府県教委において行動計画を策定することとなる。 県費負担教職員のサービス関係の把握項目については、必要に応じ、市町村教委との連携の下で状況を把握した上で、課題の分析や目標設定、取組実施等を進めることとなる。 なお、市町村教委が権限を有する項目についての都道府県教委の取組内容としては、例えば、市町村教委への働きかけや、必要なフォローアップを行うこと等が想定される。
問 71	特定事業主等を定める規則において、教育委員会、警察については定める必要はないか。	教育職員及び警察職員については、地方公務員法とは別の法律において、職種に応じた特別な身分取扱いに関する制度が定められているところ、特定事業主とその対象となる職員の範囲を明確にし、市町村・都道府県・国の間で統一的な取扱いとする必要があることから、政令で定めているものである。このため、各地方公共団体における規則で定める必要はない。
問 79	県費負担教職員については、任命権を有する都道府県教委において把握分析することとされているが、サービス監督権を有するのは市町村教委である。把握項目の中には、サービス監督権に関するものもあるが、都道府県教委としてどこまで把握する必要があるのか。	いずれの把握項目も、都道府県教委において把握する必要がある。市町村教委が一義的に把握している項目については、都道府県教委と市町村教委で適切に情報共有を行うなど、適切に連携した上で把握されたい。